

京都市告示第425号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年1月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我12号線	伏見区久我西出町6番地の10地先から 同町6番地の29地先まで	旧	メートル 90.90	メートル 1.90 ~ 3.80
		新	90.90	3.50 ~ 5.60
久我25号線	伏見区久我森の宮町11番地の174地先 から 同町11番地の36地先まで	旧	29.90	0.90
		新	29.90	6.00 ~ 6.71
久我26号線	伏見区久我西出町5番地の10地先から 同町6番地の1地先まで	旧	126.10	2.00 ~ 3.80
		新	114.80	3.99 ~ 7.50
久我50号線	伏見区久我西出町2番地の1地先から 同町5番地の1地先まで	旧	108.20	2.10
		新	108.20	2.35 ~ 9.03

(建設局土木管理部道路明示課)